

第5回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成29年11月13日(月)

招集場所 江府町防災・情報センター

開 会 午前 9時30分 会長宣言

出席委員(9人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番	下垣 涼子	7番	森 光正
2番	賀本 幹穂	8番	山本 信男
3番	清水 治之	9番	中田 泰
4番	一二三八郎		
5番	奥田 隆範		
6番	加藤 直行		
	上前 梅夫		長尾 保
	見山 收		谷口 一郎
	宇田川 保		

欠席委員(2人)・農地利用最適化推進委員(0人)

10番 松原 憲治  
11番 川上 博久

職員及び関係者 局長 石原由美子  
農林課長 下垣 吉正

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農用地利用集積計画(案)について

第2号議案 農用地利用配分計画(案)について

第3号議案 農地に係る日照上の障害除去(山林・竹林)等に関する指導要領について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前 9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

9番委員 中田 泰 1番委員 下垣 涼子

事務局： おはようございます。皆さんお揃いになりましたので、ただ今より第5回農業委員会総会を開催いたします。まず本日の日程ですけれども、この後第5回総会を、総会終了後研修会と致しまして、日野振興センターより農地利用最適化について、また農林産業課より江府町農業の内容についてご説明いたします。終了は11時30分頃を予定としておりますのでよろしく願いいたします。では初めに一二三会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長： みなさんおはようございます。今日は第5回の農業委員会の総会にご出席いただきましてありがとうございます。今日は天気が良いようですが、予報を見ますと明日からまた雨が続く様な予報も出ております。収穫もほとんど終わりました、皆様が次の仕事にいろいろ忙しいかと思っておりますけれども、第5回の総会、最後までよろしく願いしたいと思っております。

議長： これより総会審議に入ります。本日の欠席通告は、松原委員、川上委員2名の欠席でございまして、14名の出席でございますので、総会は成立することを此処にご報告を申し上げます。議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員は議長より指名させて頂く事にご異議はございませんか。

委員： はい（全員）

議長： それでは、議事録署名委員は、中田委員さん、下垣委員さんをお願いを致します。尚本日の会議書記は事務局を指名いたします。議事に先立ちまして報告事項がございますので、事務局よりお願いいたします。

事務局： 失礼いたします。報告事項の1番から7番までございますけれども、1番から6番までが公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地の一時転用になりますので、纏めて1番から6番まで、まず報告をさせて頂きたいと思っております。資料の2ページをご覧ください。報告事項1ですが、三井住友・福井特定建設工事共同企業体からの報告でございます。江府道路事業、国道181号江府道路宮ノ前トンネル工事に伴う一時転用でございます。場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、〇番〇の田、〇〇〇、〇〇〇〇さん所有の〇、〇〇〇㎡の田でございます。仮設備ヤードの設置のために使用するものです。期間は平成29年11月1日から平成31年8月31日までの予定です。工事完了後は転用した区域を農地に復元をし、地権者の確認を得ることとなっておりますのでご報告を致します。3ページと4ページの所には場所の地図が示してありますので、また後でご覧になっていただきたいと思います。続きまして5ページ、報告事項2番でございます。2点目ですが、これは株式会社稲田組からの報告になります。これは奥市川小規模砂防工事で工事を施工するに当たり町道宮市、俣野線から仮設道路、工事用進入路が必要となる為、それに伴う一時転用でございます。場所は6ページの方を見て頂きますと、その位置図の方が確認できると思っております。場所は、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇番の田で、地権者の方は〇〇〇〇、〇〇〇〇が〇〇〇〇様、〇〇〇

○、○○○○が○○○様が地権者となります。期間は平成29年11月1日から平成30年3月20日までの予定です。これも同じく工事完了後は転用した区域を農地に復元をし、地権者の確認を得ることとなっております。続きまして7ページをご覧ください。報告事項3です。これも株式会社稲田組からの報告になります。これは深山口川砂防施設維持修繕工事、県道上徳山俣野線から仮設道路、工所用進入路が真っ直ぐになる為、それに伴う一時転用となります。場所の方は8ページをご覧ください。○○○の○○○○-○、○○○○さん所有の田になります。期間は平成29年11月1日から平成30年3月20日までの予定となっております。これも工事完了後は転用しました区域を農地に復元をし、地権者の確認を得ることとなっております。続きまして9ページをご覧ください。報告事項の4です。これはサワタ建設からの報告書になります。南谷川外砂防堰堤工事で、工事を施工するに当たり、林道からの仮設道路資材置き場が必要となる為それに伴う一時転用となります。場所の方は10ページ、11ページをご覧ください。場所は○○○○○○、○○○○番、○○○○番、○○○さん所有の田になります。期間は平成29年11月1日から平成30年3月20日の予定となっております。これも工事完了後は転用した区域を農地に復元をし、地権者の確認を得ることとなっております。12ページをご覧ください。報告事項の5です。これもサワタ建設からの報告書になります。南谷川外砂防堰堤工事で、これは工事を移行するに当たり、農道からの仮設道路、資材置き場が必要となるため、それに伴う一時転用となります。場所は○○○○○、○○の田になります。期間は平成29年11月1日から平成30年3月20日までの予定となっております。地権者につきましては、○○○○さんと○○○○さんが地権者となります。これも工事完了後は転用しました区域を農地に復元をし、地権者の確認を得ることとなっております。13ページ、14ページの方が地図になっておりますので、ご確認をお願いいたします。15ページをご覧ください。報告事項6になります。これは株式会社かわばたからの報告書になります。吹山谷川通常砂防工事で、工事を施工するに当たり、町道洲河崎下安井線からの仮設道路、進入路が必要になる為、それに伴う一時転用となります。場所は○○○○○、○○○の畑、期間は平成29年11月13日から平成31年3月31日までの予定となっております。この地権者につきましては、非常に多くの方がおられまして、○○○○さん、○○○○さん、○○○さん、○○○○さん、○○○○○さん、○○○○さんが地権者となります。これも工事完了後は転用しました区域を農地に復元をし、地権者の確認を得ることと成っております。16ページ、17ページがその工事の概要等になっておりますので、ご確認を頂けたらと思います。以上1番から6番までが公共事業に伴います、農地の一時転用になりますのでご報告をさせて頂きました。続きまして報告事項の7の方に入らせて頂きたいと思っております。18ページをご覧ください。これは認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用についての届出がKDDI株式会社より出ておりますので、ご報告をしたいと思っております。これはa u携帯電話サービス改善のため、携帯電話無線基地局の設置を○○の○○、○○○○番の田に設置を致す物でございます。期間は平成29年12月4日から平成30年1月31日までの予定です。これは賃貸借になりまして、この期間が10年間と成っております。19ページの方に地図の方がありますのでご確認を頂きたいと思っております。以上報告事項を7



議 長： 農業委員の清水さん聞いておられますか。

清 水： 昨日聞きました。

議 長： そうですか。

清 水： 内容についてはこれと言う風には聞いてはなかったんですが、新規になっているから見といてくれと言う風には言われました。

議 長： それぞれお話は聞いておられる訳ですね。

清 水： ですね。

議 長： わかりました。そうしますと、地区の委員さんの方で話は聞いておられる様でございますので、その辺については了解を頂きたいと思います。

見 山： ちょっといいですか。現地確認はされてないですか。

議 長： 現地確認。

見 山： 新規の方の。

清 水： 昨日のお昼に来ましたので、場所的な部分は細かく聞いてはいませんが、どっちにしても、この新規で入って来ている分は、すぐ見て分かる場所なので、確認をと言う事でしたら直ぐに見れる状態です。

議 長： 現状では確認と言う事はされてないという事ですね。

清 水： まだしてないです。

議 長： そこは普段から通られて見ておられる田んぼで、ここに出ている現状だという事は間違いないですね。

清 水： それは間違いないです。

議 長： ではそれで良いですか。

長 尾： 私の方は聞いていないので申し訳ないけれども分かりません。

議 長： わかりました。この度農地利用最適化推進委員さんとの役割分担がどう言う事になるのかなと言う事で、ごっちゃになるような感じがあって、農業委員さんと最適化推進委員さんとのその辺りの区別が出来ていない様ですが、現地についてお願いしたいのは、農地利用最適化推進委員さんの方をお願いできたらと言う思いもある訳ですが、事務局どうでしょうか。

事務局： 出来る事ならば、その担当地区の農業委員さんと最適化推進委員さん、お二人の方が本来利用権設定が出たところについては、現地確認の方をお願いしたいという風には思っているんですけども、基本的には現場の農地を良く知っておられるのは推進委員さんと言う様な考えの元で、今回は推進委員さんの方に利用権設定をされる所の田んぼについての状況については、お知らせをして現地の方の確認をして頂きたい、というお願いはしてあったんですけども、担当の農業委員さんもおられますので、その状況も分かっておられたら、審議までは農業委員さんだけでなく推進委員さんの方からも当然意見を出して頂きたいという思いで、両方の方をお願いはしたいと思っております。

長 尾： ちょっといいですか。前のやり方が必ず正しいかもわからないし、どんな方向が良いのか分かりませんが、皆で相談をして見られた方が良いと思うのは、前は事前にこう言うのが出て来ました。現場を確認してくださいと言う様な連絡を取り合って、事前に確認していました。例えばその近くの人で、例えば清水さんと私と、1人ではダメなので2人で、新規の分だけ、継続は今までの続きなので変わりはないけれども、新規の分は本当にどういう所なので、或いはどういう条件でと、いろいろあるので確認をしましょうと言う事で今まではやっていました。ですので、事前に相談が無いにしても現場を見ていませんかと言う意味で聞かれたんでしょう。今回はたまたまそれが抜けた。

議 長： 申請が出た時期が総会に対してどれくらいの期間を持って出たのか分かりませんが、現地確認が出来ない様な期間に出て来た分については、あくまでも現地確認をして頂いた後に総会にかけて頂く様にするのか、出来ればそうした方が皆さん納得がいくわけですか。

見 山： 以前は写真も付いていました。委員さん2人で現場を見て、2方向から撮っていた。場所的には全く知らない委員さんも頭に入るので、これだけでは場所が分からないから。

長 尾： 新規ではなかったはず。転用とかではなかったですか。

議 長： 現場に出向いて、あれはそうです。宇田川さん説明をして下さい。

宇田川： 転用の場合は現地に行って現場を見て写真を撮っていたけれども、新しい人が入ると言う事になれば、確認だけは各農業委員さんがしていたんですけども、ただ皆了解してもらいたいのは、農業委員も推進委員も行くんですけども、決定権は最終的には農業委員しかないのです、承認する決定権は、だから農業委員と推進委員が2人で1組で行く

というのはこれが一番良い条件、今後、で推進委員がもし俣野であれば私も山本さんと行きますし、行けと言う事であれば。

長 尾： 直にこっちになかなか情報が入らないので、私も推進委員になったばかりですし、事前に連絡が入らないので、もし事務局の方に連絡が入れば連絡をしてもらえれば良い訳です。電話で良いです。

議 長： わかりました。今事務局の方からもお話がありました様に、地域の担当される農業委員さんと、推進委員さんとが一緒になって確認を頂くと、これが一番良い事だと思いますので、そう言う様にこれからお願いしたいと思えますし、前もここに来て初めて聞く様な案件も出たりして、こう言う事ではいけないと言う事を私も感じました。こういう事態が起きて農地の契約ができる様な申請をされる時には、担当の農業委員さん推進委員さんに事務局も出れば連絡をしてもらい、それから本人さんからもお願いしているので一つ頼みます。と言う事の一言くらいはしていただく様にして貰いたいという事は前から思っておりましたので、その辺りもきちんとして頂いて、総会にかけて頂くという様にして頂けたら良いと思います。本人さんからも何も話が無いという事ではいけませんので、事務局の方からも申請が出たときには本人さんにも担当の方に言って貰う様に話はして頂きたいと言う要望がありますが、どうでしょうか。

事務局： はい。

議 長： ではそういう事にして頂いて、そう言った委員さんが、

長 尾： 事前に送ってもらっていたんですけれども、私も読んでいませんでした。電話で良いで連絡をして下さい。

事務局： はい。

宇田川： 電話で良いと思う。皆パトロールで分かっていると思うので。

議 長： わかりました。今回ここに出たものにつきましては、ここで認めて頂くことはできますか。

委 員： 出来ます。

議 長： ではそういう事ですので、第1号議案については、皆さんに了解を頂きまして、これから質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。質疑、意見がありませんので、議案第1号、農町土地利用集積計画（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、原案通り承認いたします。それでは議事に入ります。議案第2号、農用地利用配分計画（案）について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局： それでは、38ページをご覧ください。議案第2号、農用地利用配分計画（案）についてご説明いたします。40ページの利用配分計画各筆明細をご覧ください。整理番号1、権利の設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇さん、権利を設定する土地が、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇の田、〇、〇〇〇㎡です。権利の種類は賃貸借権設定です。期間平成30年1月1日から平成31年12月31日の2年間となります。これは先程の農用地利用集積計画（案）の所の整理番号95番の〇〇〇〇さんが中間管理機構に出された分を配分計画と言う事で〇〇の〇〇〇〇さんが引き受けられまして、こちらの方で耕作をされると言うものになります。〇〇さんの農業経営の状況を示した物につきましては、42ページに記載されておりますので、ご確認をして頂きたいと思っております。以上でございます。

議長： 議案第2号、農用地利用配分計画（案）について、これより質疑に入りたいと思っております。質疑のある方は挙手をお願いします。ございませんか。では、質疑、意見がございませんので、議案第2号、農用地利用配分計画（案）について、賛成の方は挙手を願います。

委員： はい（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、原案通り承認を致します。それでは議事に入ります。議案第3号、農地に係る日照上の障害除去（山林・竹林）等に関する指導要領について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局： では、44ページをご覧ください。議案第3号、農地に係る日照上の障害除去（山林・竹林）等に関する指導要領についてご説明を致します。これは前回の総会の時に会長の方からも、会長が出席しておられます、常設審議委員会の中で出ました、平成22年に植林転用の指針と言うのを各市町村で策定しなければならない所だそうですが、まだ県下で4市町村しか方針の方が策定できていないそうです。当然当町の方でも22年度以降に立てなければいけないのがいまだかつて未策定だったと言う事で、この度審議委員会の方から指示がありまして、この指導要領の方を作成いたしましたので、ご審議をお願いしたいと思います。資料45ページになりますけれども、読み上げをして行きたいと思っておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。農地に係る日照上の障害除去等に関する指導要領、第1条、この要領は、江府町の農地に隣接する山林・竹林等によって、その農地及び農作物に日照上の被害を与えるもの、あるいは与える恐れのあるもの、また農道の通行等に支障をきたすものについて、これを除去、解決するための指



導指針を定める。第2条、農地が山林・竹林等と隣接する場合、その山林・竹林等の所有者は、地域慣例を尊重するとともに、農地の境界より最低5メートル以内の場所に植林又は著しく徒長する竹林等を繁茂させてはならない。2、農地転用により新たに植林する場合、植林を行うものは、隣接地所有者等の同意に基づき、地域慣例を尊重するとともに、隣接地（農地、宅地、道路、水路など）との境界より最低5メートル以上離して植林しなければならない。3、次に掲げるものについては、隣接地所有者や関係機関等との合意に基づき、第1項及び第2項の適用を除外する。（1）高さ3メートル以内の防災、防風に必要な竹林（2）法律又は命令等により伐採を制限又は禁止した竹林（3）その他特別の事由により存続を必要とする竹林（4）農地転用による植林について、隣接地が山林・竹林である場合。第3条、農道等に隣接する山林・竹林等の所有者は、農道等の通行に支障を与えないよう心がけ、常に竹林等の管理にあたらなければならない。第4条、農地の所有者または耕作者は、隣接する山林・竹林等によって農作物に日照上の被害や倒木等の被害が生じた場合は、竹林等の所有者に対しその状況を説明し、障害を除去するよう申し出ることが出来る。第5条、山林・竹林等の所有者は、農地の所有者又は耕作者から申し出があれば速やかに現地において実態を確認し、第2条第1項に定める範囲において竹林等を伐採する作業につき協議をしなければならない。第6条、この指導要領によって紛争が生じた場合は、江府町農業委員会が仲介するものとする。第7条、この指導要領に定めのない事項については、江府町農業委員会において協議決定する。附記、この要領は、ここに日にちを入れておりますが、空白で、より施行する。と言う風に指導要領の方を案ではございますが、策定いたしましたのでご審議をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長： 議案第3号、農地に係る日照上の障害除去（山林・竹林）等に関する指導要領について、これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

宇田川： はい、大変良い事だけれども、本当はこうしないといけないのだけれども、実際には山林の持ち主がいない人や、大都会にいる人、大都会の人は切って下さいと言われるけれども、田んぼの持ち主が近くの木を伐採するというのは、現実的に問題があります。文章はこれで良いんだけど、年寄りの御婆さんが1人いるのに、切って下さいと言っても切れないという現実的な問題が今おきています。

議長： 現状の状況から考えますと、今、宇田川推進委員さんが言われます様に、いろんな状況が現場ではおきるかと思いますが、それは相互の話合いの中でやって頂くことしかないのではないのでしょうか。ただ、新しく植林をするとか、そう言った時にはこれをきちんと守って下さいと言う事であって、既存で問題が起きたときには相互の話合いの中でやって頂くという事になるのではないのでしょうか。産業課の課長さんどうでしょうか。今原状で、例えば所有者の方がお年寄りで、作業が出来ないという様な事があれば、それは当事者同士で話し合いをして、誰かにお願いをして切ってもらおうとか、そういう様な事にしないと解決できないのではないのでしょうか。

下垣課： 非常に難しい問題で、農道だけに限らず、県道とか国道も同じような状況です。本当は道路管理上管理者の範疇であれば管理者がするんですけども、予備的にするとなると土地の方が切って頂くというのが本当なんですけど、と言ってもそれがなかなかうまく出来て無くて、中電さんとか線が引っかかったり邪魔に成る部分はそういう方が管理上切られるのが本当なんですけど、言われる様に高齢者の方が、危ないこういう作業をするというのは非常に難しく大変な事ですので、農道自体は各集落とかそういう所が管理されていますので、その中でご協議して頂いて、妥協点を見つけられるか、現実的には難しいのではないのでしょうか。

議 長： 今課長の方からも話はして頂きましたけれども、その辺りは臨機応変に話を進めて頂いて、問題が起きない様な状況にして物は進めて頂きたい。

宇田川： 何れにしてもお金が掛かるので、買ってもらうにしても、切ってもらうにしても、そこを農業委員会がどこまで仲介に入るにしても、その様な事があれば議題として出して、また皆と相談することも良いかも知れないけれども。

議 長： そうですね。実際には今言われる様に、今の我々を取り巻く状況の中ではいろんな問題が今後起きるかと思えますけれども、今課長さんの方からも言われます様に、その辺は集落の話合いの中とか、そういうものを持って解決をして頂くとう事しかないのではないかと思いますので。

宇田川： 現状では、鳥獣害の被害も5メートル以上離せば田んぼの入りにくくなると、藪がそばまで来ると入り易くなるというのはこの前勉強をした様に、本来はそういう姿を持って行きたいんですけども。

上 前： 1つだけ、指導要領だけれども、町条例でそう言った措置を取るというのは、これは出来ない事ですか。町条例では必要ないことですか。そこまでは議会や町が関わることではないですか。

下垣課： そこまでは、当然、農道の場合は基本的には集落が管理しています。町道の場合は町が、県道の場合は県、その道路管理上の中で道路交通法の中ではある程度規程はされていますが、ここまでの指導要領とかまでは規定がされていないというのが現状だと思います。あくまでも指導要領ですので、余り堅苦しいと言う訳ではなくて、こう言う様に皆さんと一緒にしましようと言う様な意味合いだとは思っていますので、厳密的に条例とかそういうものになると、法的なものが関わってくるところで、変な事を言いますと今の空き家の問題も同じ様な事に成ります。家の人は大変だし、と言いながら、それを潰すとなると誰がお金を払うのかと言う様な事で、あくまでも管理する方が影響を受けるように成れば、当然管理の方も手を出せることができるんですけども、こういう所は今後非常に空き家も含めて、今度林業の方も来年はきちんとした、農地は農地で農地台帳と言うのがあります。林地は林地で林地台帳と言う物が非常に旨く出来ていなくて、来

年度作成する様にしています。その中には不在地主も経ておられる様な状況に成るのではないかと言う風には思っています。ですので、一辺に町の方で条例なりと言うよりは、一段階こちらの方で指導要領とかと言うものを作って、皆さんで啓発なりしましょうと言う事の方が、個人的には良いのかなと言う気がしております。

上 前： 会長さん、この前の研修会の時にそう言った課題が出たでしょう。だからこう言った報告になったのでしょうか。

議 長： これは常設審議会が出たものです。

上 前： よその方の町村はただ申し合わせ的な要領だけで、そうではなくてさっき言った様に、町が条例で制定している様な所は全然ないですか。

議 長： そういう所はない様です。農業委員会で指導要領を各市町村で定めなさい、と言う事だったようです。今説明があった様に現在では県下4市町村しかなかったと、言う様な事でございますので、あくまでも指導要領で、各市町村で定める、と言う事であったようです。これは前は3メートルとか5メートルとかいろいろあったけれども、それは各市町村に合わせてやりなさいと言う事であったようですが、この前出たのは、私も報告をしたと思うんですけども、県下一様に5メートル離す様にしようという事で話が新しく出た訳でして、今までは各市町村に合わせて、5メートルの所もあったり、3メートルの所もあったり、指導要領が定めていればそれで良いという事だった様です、ところが、今回は、県内各市町村がそういう数字が異なることはいけないという事で、5メートルと言う事に定められたわけです。江府町にも帰って話をしましたら、そういうものは出来ていないという事で、早速作って頂いたという事です。今も話がありました様にいろいろな問題が起きて来る事はあるかとは思いますが、それはその時に臨機応変に話し合いの中で解決して頂くとして、指導要領としてはこれでどうでしょうか。よろしいでしょうか。今審議の様な事になってしまったんですが、説明を頂いたんですが、皆さん意見がありますか。質疑や意見が他にありますか。質疑、意見がありませんので、指導要領について、賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： はい（全員賛成）

議 長： 全員賛成ですので、議案第3号、農地の係る日照上の障害除去（山林・竹林）等に関する指導要領についてはこれをお願いをしたいと思います。

賀 本： すいません、これは今日より施行になるという事ですな。

議 長： 今日確認を頂いたという事で、今日からと言う事で。

奥 田： この要領と言うのは、町内の方にはどのように周知されるのでしょうか。

議 長： 事務局さんどうでしょうか。

事務局： 最低5メートル以上離して植林するという所が一番大切な部分だと思いますので、今回は、その辺りを町報なりに記載させて頂いて、周知をはかりたいと思います。それ以外でもいろいろな会があった場合には、言わせて頂こうかなと思っています。後集落の方に出かけて行くような事があった場合でも、お知らせをと言う風には思っております。

議 長： 今お聞きのように町報を通じて、町民の皆さんにも周知をはかりたいという事ですし、またみなさん会合の場でも機会があったらそういう話もして頂けたらと言う様に思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

宇田川： これは森林組合にも提出しておいた方が良くはないですか。森林が植付とかするんですけれども。

議 長： それも農地との関係ですか。

宇田川： 農地と言うか、農地の間に造林してくれと言われた時に知っておいてもらった方が良くと思います。江府町はこうですよと言う事を。それも1つの手だと思うし。今度これが正式に出来たので。

議 長： そういう関係機関には連絡をしていただく様にお願いします。以上を持ちまして議事は終了いたしました。その他に入りたいと思います。まず農業委員会の視察研修についてお願いします。

事務局： 視察研修について簡単に説明をしたいと思います。資料はこの様なものを事前に配布しておりますので、今日多分持って来て頂いている事と思いますので、この中のサイドお知らせをしたい所だけを見てやってください。1ページの所に今回行くところですが、1日目は11月20日には奈良県曽爾村、2日目は11月21日、岡山県美作市役所と獣肉処理施設の方に視察研修に行かせて頂きたいと思います。2ページ目を見て下さい。行程表が書いていますので、それの方が分かりやすいかと思いますので、2ページを見て下さい。同じ様な文面になりますけれども、参加される方は、11月20日、月曜日、7時に江府町防災情報センター前に集合してください。25分には出発をしたいと思います。その後お昼を取って、お昼の1時30分から曽爾村役場の方で、企画課の課長の方から2時間30分にわたって研修会と現地視察の計画をしております。泊まる所は、生駒郡三郷町、とにかくお山の天辺だそうです。5時30分頃着く予定です。2日目ですが、11月21日宿の方を8時45分に出発をし、お昼を取って、1時から2時間ほど、岡山県美作市役所の方で森林政策課の方から説明を聞いた後、美作市役所さんが手配して下さいましたマイクロの方に乗りまして、美作市の獣肉処理施設の方に出か

けます。4時30分頃防災情報センターの方に着く予定となっております。その帰り道に時間等がもし空けば、ちょっと寄っても良いなと思う所があれば、寄らせて頂きたいとは思っております。以上が行程になりますので、とにかく11月20日、月曜日7時には必ずお出かけになって下さい。よろしく願いいたします。3ページに参加者名簿を付けております。今日緊急連絡先とか、健康面の事とか、こちらの方にお報せをして頂きたいような事につきましては紙で頂いておりますので、それをこちらで記入していきたいと思えます。15名になっておりましたが、急遽、山本信男さんの方が欠席されるという事になりましたので、山本さんが欠席されまして、職員が3名付いて行って、農業委員さん最適化推進委員さんの方は11名、11名の参加と職員が3名付いて行きまして、14名で視察研修の方に行かせて頂きたいと思えます。4ページの方が宿泊先になりますので、見て頂きたいと思えます。5ページ目が11月20日の部屋割表になっております。6ページと7ページの方につきましては、農協観光の方をお願いをしまして工程表やら、見積書とかを作りましたのでまた見ていただきたいと思えます。7ページ目の所ですが、一番右下の方に内訳と言うのがあって、旅行代金の合計が1人当たり33,699円と言うのが書いてあると思えます。あくまでもこれは見積書になりますので、後夜飲まれる物が有りましたら、これからまだ若干高くなる可能性もありますけれども、約34,000円位で行ける視察研修になっておりますので、またご確認していただきたいと思えます。以上です。

議長： 今、視察研修について説明をして頂きましたが、皆さんの方で何かお聞きしたいことがございましたら、

宇田川： 車は止められるの。

事務局： それは確認をしますけれども、たぶん大丈夫だと思いますので、防災情報センターの前の農協側の方から順々に停めて行って下さい。車で来られる方は手を挙げて貰って良いですか。ここに停められる方。6台ですね。何とかします。

議長： 他に何かお聞きしたいことという点がございましたらお受けしたいと思えますが、どうでしょうか。視察研修につきましてはよろしいですね。では次に進みます。次回の農業委員会総会並びに農地相談会について、事務局お願いします。

事務局： 次回の農業委員会、12月になりますけれども、12月15日、金曜日、午後3時からと言う事にさせて頂きまして、場所は防災情報センターの1階の自主防災の方でさせて頂きたいと思えます。その後ですけれども、3時にしましたのが、簡単ではございますけれども、その後休暇村奥大山の方で1年の締めと言う事で、7月からだったんですけれども、行いたいという風に思っておりますけれども、いかがでしょうか、皆様の方で決めて頂けたらと思えますのでよろしくお願いいたします。

議長： 今、事務局の方から説明がありました。次回の総会は12月15日、金曜日になる様

ですが、午後3時、ここの1階でありまして、その後奥大山休暇村で忘年会と言う計画の様ですが、皆さん宜しいですか。

委員： はい。

議長： みなさん了解を頂きましたのでそれでお願ひします。

事務局： では12月15日の金曜日、午後3時から総会をそのあと2時間程度になると思いますが、奥大山休暇村の方で行いたいと思います。その時には申し訳ないんですが、自己負担で5千円程度かなと言う風に思います。この時も休暇村さんの方でマイクロバスの方の送迎がありますので、防災センター発、防災センター着と言う事で出来ますので、後の所は皆様の方で手配をよろしくお願ひいたします。いいでしょうか。次農地相談会についてですけれども、今月は11月22日、水曜日、午後1時30分から3時30分、開発センターの方で行います。今回の担当される委員さんと推進委員さんは、清水委員さんと、見山推進委員さんの方にお願ひをしたいと思いますので、11月22日水曜日、農業委員会事務局の方にお集まりいただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

議長： 総会と農地相談につきまして宜しいですね。担当の方いいですね。よろしくお願ひします。その他については。

事務局： もう1つお願ひがあります。江府町人権同和教育推進協議会の方から農業委員会宛ての方に開催の案内が来ております。第43回江府町人権同和研究集会、県江府中PTA人権公演会と言う事で11月18日土曜日、12時30分受付で、江府中学校多目的ホールでライブとトークと言う事で、人権バンドゆうさんが講演会をされますので、是非参加して見たいという方がおられましたら、総会終了後、事務局の方に報告をお願ひしたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。11月18日土曜日、12時30分受付です。1時から開会行事がありまして、閉会が3時30分になりますのでよろしくお願ひいたします。それと続きまして、鳥取県農業共済組合より連絡の方が入っております。収入保険説明会、と言う事で農林水産省の方が来られまして、全国説明会が、鳥取県農業共済組合東伯郡北栄町の方で12月1日金曜日午後1時から午後4時まで開催されますので、これも聴講したいという方がおられましたら、後から事務局の方へ報告して頂けたらと思ひます。12月1日に収入保険説明会があります、チラシの方もありますので、是非行きたいという方がおられましたら来てやってください。以上です。

議長： 今、人権問題の研修会、共済組合の収入保険について説明がありましたので、皆さん出席できる方はお願ひをしたいと思ひます。共済組合の方は皆さんもご存じだと思うんですが、それが任意になりまして、その代わり収入保険と言うのがありまして、収入保険は原則として青色申告をしている人でなければ入れないという様な話も聞いております。その辺りもしっかり勉強して貰う事も必要かと思ひますので、行かれる方はしっ

かり勉強をして頂きたいと言う様に思います。その他は、皆さんの方から何かありませんか。

奥 田： はい、農地相談会の12月の予定は決まっていますか。

事務局： 12月ですね。農地相談会は基本的には第4木曜日、と言う風に最初言っていたんですけれども、12月は年末になりますので、28日になると思うので、1週間倒して、12月21日木曜日に開催させて頂こうかなと言う風には思っております。次の委員さんは奥田委員ですので、予定の方に入れておいて頂けたらと思います。よろしくお願いたします。

議 長： 奥田さんよろしいですか。

奥 田： はい。

議 長： そのほかに皆さんの方から何か。

見 山： すいません。課長。ちょっと聞きたいけれども、土地改良区は今の様な動きと言うのはおかしいけれども、作業をしているんですか。と言うのは、今年稲刈りをして田んぼを歩いているのに、なかなか入れない田んぼが、特に今年は雨が多かったせいか、去年もだったんですけれども、入れなかったので、10年、20年経ったところの排水設備等が悪いのではないかと懸念しております、土地改良区を立ち上げるというのはおかしいけれども、その作業的なことが出来れば。

下垣課： 土地改良区は建設課の方が持っております、今、土地改良区自体が田園圃場の生産の改良区と言う様な意味合いもありまして、本来の土地改良事業の賦課金をいただいていろいろすると言う様な状況ではないので、その辺も含めて今後の土地改良区を考えなければいけないのと、言われる様にここ最近、秋になると非常に天気が悪くて、秋のコンバイン作業が大変で、作業の日程が狂ったりしている所があるので、その辺よりも排水作業の方が新しい改良事業の範囲な部分はありますが、その辺対応できるかと言うのは今後含めて検討して、排水対策は今後水稻のみならず転作等をする時にも、水があると蕎麦も駄目ですし、豆類も駄目ですので、今後考えて行くべきだと思いますので、その辺も含めて建設課の方にも今日あった話はつなげたいという風に思っております。

見 山： 高齢化になって辞めたいという人が多いもので、公社もああいう状態ですので、

下垣課： ある程度年が建って、暗渠排水も機能が低下してきているのではないかなと思う所も非常に有りますので、今後整備をどうするかと言う事を営農も含めては見ます。

見 山： そうしないと遊休農地が増えて行ってしまって、今は畑で終わっているけれども、田

んぼまで増えて行くと手に負えなくなるのでお願いします。

下垣課： 貴重な意見ありがとうございます。

議長： 全町的に圃場整備をしてからかなりたっていて、そういう不備な田んぼはたくさんあると思いますので、その辺りを考えて頂けたらと思います。他にはみなさんごいませんか。そうしますと私の方から2点ほど報告なりお願いをしておきたいと思いますが、この前、岡壽昭さんの方から許可申請が出まして、その時に分かった訳ですが、岡野農場さんが耕作をしておられる畑が、何の契約もなしにやっておられたという事で、農業委員会としても黙っていてもいけないのでは、という話を前回の総会で申し上げましたけれども、そう言った申請を受けられるのは、農林産業課の方でございまして、お話をしましたら、農林産業課の方で話をして頂いたようでございます。ちょうど課長さんもおいでですので、課長の方からその経緯について、説明をしてもらいたいと思います。課長、よろしくをお願いします。

下垣課： この間の事案があって初めて、そういう形で岡野さんが耕作をされているという様な状況でございまして、今回岡さんに親権が移られるという事ですので、そこできちんと今回手続きをしていただく様に、お願いをしているところでございます。今後、なかなか1つ1つの農地を確認するという事は、うちの方も作業的には難しいかな、と言う様に思いますが、ある程度事案等で分かった時には、きちんとした手続きを行っていただく様に指導して行きたいと思っております。前回もありました様に、21年から担い手として50アール以上の方で、今まできちんとした手続きをしていなかった方も、補助金の要綱に定めさせて頂いて、きちんと手続きをして頂いた物と言う事で、させて頂いた関係で、多少は手続きの方が進んだのではないかなと思っておりますので、今後皆様の方のご指導を頂けたらと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。先般のそう言った件につきましては、今課長の方から説明がありました様に、農林産業課の方で、岡野農場さんの方にきちんと申し出をされて、手続きをして頂くという事だそうでございますので、ご了解を頂きたいと思っております。それと、もう1点は、先般、鳥取県の農業委員会の特別研修大会と言うのがありまして、カウベルホールに出席して参りました。年に1回全県下の農業委員さん農地利用最適化推進委員さん一堂に会して、農林省の方からも担当の方々がおいでになりますし、国会の先生も激励に駆けつけて頂きまして、年に1回の我々の勉強会でございます。皆さんいろいろご都合もあろうかと思いますが、極力こうした研修会には、年に1回でございまして、参加をして頂きたいという様にお願いをしておきます。今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。いろいろお話を聞きますと、どうしても参加が出来ない都合の方もありますし、そういう方にはご無理は申しあげる事は出来ませんが、極力参加を頂きたいと言う様に思っておりますので、ご協力の程お願ひしたいと思っております。それでは皆さん他にございませんか。



事務局： すいません、もう1つ、皆様方に大変協力をして頂きました、利用状況調査についてですが、その調査と利用意向調査の進捗状況についてご報告をしたいと思います。利用状況調査につきましては、全ての班が終了をいたしました。後各委員の皆様方には、個別に利用意向調査表をお渡しして、今調査を行って頂いている段階でございます。今日椅子の所に大きなバッグを置かせて頂いておりますが、意向調査表が入っておりますので、意向調査をしなければいけない所の方につきまして、意向調査の方をお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。その利用状況調査の結果につきましては、次回12月総会で報告が出来るかと思ひます。その中で今年度、再生不可能と判断されたB判定の農地につきましては、審議をして頂ひまして、農地所有者に非農地通知をし、確認をして頂いたうえで、法務局の方で登記の手続きの方を行いたと思ひますので、よろしくお願ひいたします。以上が進捗状況になります。

議長： 今報告がありました様に、農地パトロールの方の現地の方は終了頂いたようございまして、後は意向調査の方をお願ひするという事でございます。大変ご協力いただきましてありがとうございます。皆さんの方の意見も出尽くした様でございますので、以上を持ちまして、第5回農業委員会総会を閉会したいと思います。

平成 年 月 日

署名委員 9 番委員

署名委員 1 番委員